

第6回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和2年6月5日

閉会中

場所 議会運営委員会室

## 第6回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和2年6月5日(金曜日)

午前9時59分開議

午前10時11分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 議席の一部変更について
- 2 知事提出議案(第1号~第21号)について
- 3 開会日(6月8日)の議事次第及び質問予定者について
- 4 熊本県議会災害対策協議会規程及び熊本県議会会議規則の一部改正について
- 5 その他
  - (1) 6月定例会における傍聴者等について
  - (2) その他

出席委員(12人)

委員長 田代国広  
 副委員長 高野洋介  
 委員 前川 收  
 委員 藤川 隆夫  
 委員 城下 広作  
 委員 松田 三郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 吉永 和世  
 委員 井手 順雄  
 委員 小早川 宗弘  
 委員 溝口 幸治  
 委員 坂田 孝志

欠席委員(なし)

議長 池田 和貴

委員外議員(1人)

副議長 瀧上 陽一

執行部出席者

総務部長 山本 倫彦  
 総務部総括審議員  
 兼政策審議監 平井 宏英

首席審議員兼財政課長 間 宮 将大  
 審議員兼財政課課長補佐 川 上 竜也  
 財政課課長補佐 岩 野 洋士

事務局職員出席者

議会事務局長 吉永 明彦  
 議会事務局次長  
 兼総務課長 横尾 徹也  
 議事課長 村田 竜二  
 政務調査課長 東 敬二  
 審議員兼総務課課長補佐 森田 学  
 審議員兼議事課課長補佐 富田 博英  
 審議員  
 兼政務調査課課長補佐 松永 隆則  
 総務課課長補佐 岸本 誠司  
 議事課課長補佐 篠田 仁  
 議事課主幹 岡部 康夫

午前9時59分開議

○田代国広委員長 ただいまから第6回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、議席の一部変更についてお諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いいたします。

○吉永議会事務局長 それでは、議席の一部変更につきまして、資料1により御説明申し上げます。

緊急事態宣言の解除につきましては、5月14日には本県を含む39県で、5月25日には全ての都道府県で解除されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症への対応は新たなフェーズに入ったところでございます。これに伴いまして、5月28日には、全員協議会にて、今後の本県の対応について説明があったところでございます。

さらに、6月1日には九州各県での県境を

越えた移動も緩和されるなど、日々状況が変わりつつある中、同日開催の議会運営委員会理事会におきまして、理事の多くの方々から、もはや全議員が参加して議論すべき段階であるとの御意見、あるいは県議会の対応は県民に大きな影響を与えるので、率先して通常どおり開催すべきであるとの御意見がございました。

このことを踏まえ、議長と御相談いたしまして、4月臨時会で一部変更した議席を、今6月定例会からは、2月定例会時点の全議員出席の議席に変更することをお諮りするものでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について、質疑や御意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、議席の一部変更については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、知事提出議案について、山本総務部長から説明をお願いします。

○山本総務部長 それでは、お手元、資料2の目録に沿いまして、本定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

第1号、第2号につきましては、令和2年度補正予算でございます。

第3号、第4号は、補正予算に関する専決処分の御報告でございます。

第5号から第15号までが条例関係になります。

主なものとしたしましては、第6号、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めるものでありま

す。

また、第7号、第9号につきましては、知事、それから県立大学の役職員が職務を行うにつきまして、善意、重大な過失がない場合の県に対する損害賠償責任の一部免責に関して必要な事項を定めるものであります。

第12号、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえ、本県におきましても必要な関係規定の整備を行うものであります。

第16号は、負担金の決定であります。

第17号、第18号は、工事請負契約の変更、締結についてであります。

第19号から第21号は、道路管理瑕疵等の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の御報告になります。

次に、報告事項でございます。

第1号、第2号、それから次ページの第8号までは、繰越しに係る報告であります。

第9号から第12号までは、職員による交通事故の和解、賠償額の決定についてです。

第13号は、法律に基づく調査結果の報告、第14号は、条例に基づく今年度の施策の報告になってございます。

以上、本定例会には、議決案件21件、報告事項14件を提出させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、開会日の議事次第及び質問

予定者について、お諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、まず、開会日の議事次第につきまして、次第の議題3に記載の内容により、御説明申し上げます。

開会宣告、開議の後、去る4月臨時会で選任同意となりました田嶋副知事、去る2月定例会で選任同意となりました福島監査委員、さきの人事異動で就任されました藤本環境生活部長、藤井商工観光労働部長、寺野理事、竹内農林水産部長、上野土木部長、本田会計管理者、藤本企業局長の就任挨拶がございました。

次に、井手前議長及び田代前副議長に対する全国都道府県議会議長会からの感謝状の伝達がございました。

次に、先ほど御決定いただきました議席の一部変更の件が諮られます。

次に、会議録署名議員の指名がございました。

今回は、末松議員、高島議員、岩田議員の予定でございます。

次に、6月8日から6月23日までの16日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第21号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございました。

なお、議案第5号、第6号、第13号及び第15号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございました。

また、議案第7号につきましては、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案であり、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議案第9号につきましては、公立大学法人熊本県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例案であり、地方独立

行政法人法第19条の2第5項において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により、それぞれ監査委員に対する意見聴取がございました。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が、開会日6月8日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして、御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

今回は、一般質問のみでございまして、6月12日は、自由民主党藤川議員、くまもと民主連合西議員、15日は、公明党城下議員、日本共産党山本議員、という順でございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、熊本県議会災害対策協議会規程及び熊本県議会会議規則の一部改正について、お諮りいたします。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、まず、熊本県議会災害対策協議会規程の一部改正につきまして、資料4により、御説明申し上げます。

5月11日の議会運営委員会で、感染症が発生した際にも災害対策協議会での対応が可能となるように規定を改正した方がよいのではないかとの意見が出されました。

そこで、当日の御意見を基に、事務局の方で改正案を作成いたしました。

感染症につきましても、災害対策協議会が対応することができるようにするためには、新旧対照表の新的欄の下線部分のとおり、規程の題名及び第1条(設置)の熊本県議会災害対策協議会を熊本県議会災害等対策協議会に改め、第2条(目的)の災害の次に「並びに感染症」を新たに追加するものでございます。

次に、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)につきまして、資料5により、御説明申し上げます。

1ページは、規則(案)でございますので、2ページの規則案の概要で御説明いたします。

まず、1、規則の名称でございますが、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、先ほど御説明いたしましたとおり、感染症についても、熊本県議会災害対策協議会が対応できるようにするため、熊本県議会災害対策協議会規程を一部改正することに伴い、熊本県議会会議規則の別表に災害対策協議会関係の規定がございますので、一部を改正する必要があります。

次に、3、内容でございますが、規則別表の名称の欄にあります「熊本県議会災害対策協議会」を「熊本県議会災害等対策協議会」に改め、目的の欄にある災害の次に「及び感染症」を加え、招集権者の欄にある「熊本県議会災害対策協議会会長」を「熊本県議会災害等対策協議会会長」に改めるものでございます。

次に、4、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

なお、3ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、熊本県議会災害対策協議会規程及び熊本県議会会議規則の一部改正については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長名をもって議長あて提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、その他に入ります。

まず、(1)6月定例会における傍聴者等について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 議席の一部変更につきましては、先ほど、御了承いただいたところでございますが、一方、本会議場における傍聴席につきましては、座席と座席の間隔が近接しておりますことから、密状態を回避するために、少なくとも前後左右1メートル程度間隔を空ける必要があるのではないかと考えております。

その間隔を確保した上で席数を測りましたところ、傍聴者は、現在のところ209ございますけれども、70名程度になり、定員の3分の1程度になります。なお、これを超える傍聴者が来庁された場合は、議会棟ロビーでの視聴を行うとともに、新聞広報やホームページ

ジによりネット中継の視聴を呼びかけること  
といたします。

なお、これに伴う議員紹介傍聴につきましては、50名を上限にお願いしたいと考えております。

また、報道機関につきましては、本会議場、特別委員会、常任委員会での取材において、密な状態を回避するために、県政記者クラブと協議を行い、オンラインカメラによる別室での視聴など、密を避けるための取材方法について合意がなされたところでございます。

説明は、以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 次に、(2)その他で、委員の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、一般質問最終日の6月15日月曜日に開催いたします。

時間は午前9時30分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、第6回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

議会運営委員会委員長